

令和5年度 第1回東海村固定資産評価審査委員会 会議録

- 日時 : 令和5年9月28日(木) 午後2時から午後2時30分まで
- 場所 : 東海村役場 行政棟 403会議室
- 出席者 : 萩谷清美委員 佐藤文昭委員 矢代雅文委員
税務課 津野田補佐 所係長 吉田係長
- 事務局 : 総務人事課 小川課長 草山課長補佐 福地主任
- 議題 : (1) 委員長の選出について
(2) 令和5年度 不服申立て件数について
(3) 令和5年度 縦覧及び閲覧結果について
(4) 税務課の取組状況等について
(5) 個人情報保護法改正に伴う個人情報の取扱いの変更点について
(6) その他
- 結果 : (1) 委員長: 萩谷清美委員長
委員長のあらかじめ指定する代理委員: 佐藤文昭委員
(2) 不服申立てなし
(3) 閲覧件数32件, 縦覧件数1件
(4) 報告: 令和5年度納税通知書発送後の問合せ内容, 未評価家屋の全棟調査
(5) 説明: 個人情報保護法改正に伴う個人情報の取扱いの変更点

《 会 議 録 》

1. 開会

2. 総務人事課長挨拶

小川課長

本日は大変お忙しい中、令和5年度の固定資産評価審査委員会にご出席いただきましてありがとうございます。また、前週に開催されました固定資産評価審査委員会運営研修会にご出席いただき、ありがとうございました。

当委員会の職務は、地方自治法の規定に基づき、独立した行政委員会として、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定を行うことになっておりますが、本村では平成18年度を最後に当委員会への審査請求がない状況が続いております。これは、業務を行っている税務課職員による普段からの適切な説明と丁寧な対応の成果と考えておりますが、引き続き適切・丁寧な事務の執行を心掛けてまいりたいと思っております。

委員の皆さまには、当委員会の趣旨をご理解の上、慎重なご審議と、貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

	ます。
3. 議題	
(1) 委員長の選出について	
福地主任	委員長の選出について、いかがいたしましょうか。
萩谷委員	引き続き委員長の任を引き受けます。
福地主任	それでは、委員長については、引き続き萩谷委員にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。
佐藤委員 矢代委員	異議なし。
萩谷委員長	委員長代理につきましては、佐藤委員にお願いします。
佐藤委員	分かりました。よろしくお願いします。
(2) 令和5年度 不服申立て件数について	
福地主任	今年度の不服申立ては0件でありました。
(質疑応答)	
萩谷委員長	不服申し立てのできる期間はいつまでか。
吉田係長	通知書が到着してから3月以内である。
佐藤委員	平成18年度にあった審査請求は、どんなものだったのか。
吉田係長	JCO臨界事故によって風評被害を受けたことによる価格の不服申立てであった。審査委員会で審議し、反論書を申立人に提出したところ収束した。
(3) 令和5年度 縦覧及び閲覧結果について、(4) 税務課の取り組み状況等について	
吉田係長	令和5年度の名寄せ閲覧件数は、個人12件、法人20件、合計32件であり、そのうち窓口申請が19件、郵送申請が13件でした。閲覧の対象となった資産の種類は、複数の資産を有している場合もあるので申請件数と表中の件数が一致していませんが、土地27件、家屋19件、償却資産10件の合計56件でした。 価格等縦覧帳簿の縦覧については、1件でした。
津野田補佐	続いて、税務課の取り組み状況について説明させていただきます。 令和5年度の納税通知書発送後の問合せにつきましては、税額が上がった理由や、納税通知書が届かないといった問合せが36件ありました。そのうち電話での問合せが22件、窓口直接来られた方が14件でした。 続きまして、未評価家屋の全棟調査でございます。課税対象の可能性のある調査されていない建物(物置、増築等)につきまして、税の公平性の観点から調査を行っています。全棟調査につきましては、平成27年度から年度ごとに重点地区を決めて現地調査を行っています。今年度は須和間地区を重点地区とし、調査実績1,000棟を目標に掲げています。

(質疑応答)	
矢代委員	未評価家屋の調査はどのように行っているのか。
津野田補佐	航空写真及び課税台帳を確認し、新設された家屋等がある場合は通知を送った上で調査を行っている。反応がない場合は訪問をして接触を図っている。
佐藤委員	調査実績1,000棟を目標に掲げているとのことだが、達成可能なのか。
津野田補佐	課税対象でないカーポート等についても対象としている。達成不可能な目標ではないと思う。
佐藤委員	調査が困難だった家屋等があったか。
津野田補佐	特になかった。基礎があつて壁があれば課税対象となる等基準が明確なため、それほど困難ではない。
佐藤委員	物置の取扱いは。
所係長	物置については、コンクリートブロック等で簡易な基礎を設置している場合は対象外となる。一方、基礎があつて土地に定着がされている物置であれば課税対象となる。面積は関係ない。
(5) 個人情報保護法改正に伴う個人情報の取扱いの変更点について	
福地主任	令和5年4月1日から改正個人情報保護法が施行され、自治体における個人情報の取扱い方法が変更となりました。固定資産評価審査委員会においても村と同様に個人情報の取扱いに変更が生じたので、その概要について説明させていただきます。 <<説明省略>>
(質疑応答)	
佐藤委員	委任状があれば個人情報開示請求ができるとのことだが、悪用されることは考えられるか。
福地主任	任意代理人が個人情報開示請求をする場合は、当該個人情報の本人に対し連絡をする等して、事実確認をした上で請求を受け付ける。悪用されることは考えにくい。
(6) その他	
矢代委員	今後の固定資産評価審査委員会のスケジュールを知りたい。
福地主任	今年度については、不服申立てが無かったため委員会の開催はない。来年度については、固定資産評価審査委員会運営研修会が7～8月に実施予定である。また、固定資産評価審査委員会も不服申立てが無ければ、9月頃に実施予定である。
佐藤委員	来年度は評価替えの年であるため、税務課においては適切かつ丁寧な対応をお願いしたい。
税務課員	承知した。

4. 閉会

萩谷委員長

本日予定されていた議題は以上です。ありがとうございました。